

はじめに

この年次報告書は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条に基づき、平成22年度における電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成22年度においては、総務大臣からの諮問に対する答申1件のほか、「電気通信事業者」相談窓口における相談対応を17件行った。また、関係事業分野の動向把握のための情報収集に努めるとともに周知活動等にも取り組んだ。

また、平成22年11月に「放送法等の一部を改正する法律」が成立し、平成23年夏頃から、

- ① ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間における地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する紛争
- ② 電気通信事業者間における鉄塔等の共用に関する紛争
- ③ 電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間における電気通信役務の提供に係る紛争

が当委員会の新たな業務として加わることとなった。

これを受けて、これらの分野の事案の発生に備えるための情報収集等の取組にも着手した。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に委員会の紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成23年4月27日
電気通信事業紛争処理委員会